

告示第25号

坂城町副食費助成事業実施要綱（令和元年告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 5月 9日

坂 城 町 長

第4条中「月額4,800円」を「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2に規定する当該施設の副食費徴収免除加算額」に、「限度」を「月の限度額」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。